

65歳以上の皆さんへ

# 介護保険が変わります



## ① やさしさ あんしん いきいきプラン

令和3～5年度を対象とした「第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築することを基本理念とし、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け取り組んでいきます。詳細は市ホームページ、市政情報コーナー、図書館をご覧ください。

## ② 令和3～5年度の保険料が変わります

介護保険事業計画の中でサービスの利用量、第1号被保険者数の増加を考慮して決定しています。

所得段階	対 象	基準額に対する負担割合	保険料年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が市民税非課税 ・本人と世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.28(※)	19,840円(※)	
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下	0.45(※)	31,900円(※)	
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70(※)	49,620円(※)	
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.85	60,250円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額	70,890円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円未満	1.10	77,970円
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満	1.25	88,610円
第8段階		前年の合計所得金額が150万円以上200万円未満	1.40	99,240円
第9段階		前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.50	106,330円
第10段階		前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.60	113,420円
第11段階		前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.70	120,510円
第12段階		前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	127,600円
第13段階		前年の合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.90	134,690円
第14段階		前年の合計所得金額が450万円以上500万円未満	2.00	141,780円
第15段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.10	148,860円
第16段階		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.20	155,950円
第17段階	前年の合計所得金額が800万円以上	2.30	163,040円	

※第1～3段階の負担割合・保険料年額は、介護保険法施行令改正による公費軽減後のものです。

●合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、所得金額調整控除の金額を含んだ上、決定しています。

●所得段階の判定基準となる合計所得金額は、長期譲渡所得・短期譲渡所得については、特別控除後の所得金額を用います。なお、第1～5段階は、基準となる合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。

問い合わせ…介護保険課 ① ☎048-259-9004 ② ☎048-259-7295 FAX 048-258-7493